

促進区域の設定に関する愛知県基準策定検討会設置要綱

(目的)

第1条 「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）」の一部改正により、円滑な合意形成を図りながら、適正に環境に配慮し、地域に貢献する再生可能エネルギー事業の導入拡大を図るため、地域脱炭素化促進事業に関する制度が盛り込まれた。

この制度において、愛知県内の地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全の配慮を確保することを目的とし、市町村による促進区域の設定に関する基準の内容を検討するため、「促進区域の設定に関する愛知県基準策定検討会（以下「検討会」という。）」を設置する。

(構成)

第2条 検討会の委員は、知事が委嘱する。

2 委員は、別表のとおりとする。

3 委員の任期は、2023年3月31日までとする。

(座長)

第3条 検討会に座長を置く。

2 座長は、委員が互選する。

3 座長は、会務を総理し、検討会を代表する。

4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 検討会は、座長がその議長となる。

2 検討会は、公開とする。ただし、検討会が次の各号のいずれかの事由により公開しない旨を決議したときは、この限りではない。

(1) 愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）の不開示情報が含まれる事項に関して調査審議等を行う場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

3 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(意見聴取)

第5条 検討会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見または説明を聴くことができる。

(会議録)

第6条 検討会の議事については、会議の概要を記載した会議録を作成し、10年間保存するものとする。

2 前項の規定により作成された会議録は、第4条第2項の規定により非公開とした事項に該当するものを除き公表するものとする。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、環境局地球温暖化対策課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、2022年11月29日から施行する。

別表
促進区域の設定に関する愛知県基準策定検討会

(五十音順・敬称略)

氏 名	所 属 等
生田 京子	名城大学理工学部教授
小林 敬幸	名古屋大学大学院工学研究科准教授
佐野 泰之	愛知工業大学工学部教授
田代 むつみ	名古屋大学未来社会創造機構特任講師
中山 恵子	中京大学経済学部教授
橋本 啓史	名城大学農学部准教授
丸山 康司	名古屋大学大学院環境学研究科教授
雪田 和人	愛知工業大学工学部教授兼エコ電力研究センター長

(計8名)